

未納のままに
していませんか？



国民年金保険料は20歳から60歳になるまで納めなければなりません。保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受け取れないこともあります。経済的に保険料を納めることが困難な場合は、免除・納付猶予を申請しましょう。

7月から受付開始

国民年金保険料の免除・納付猶予

保険料免除制度（申請免除）

所得に応じて、^①4分の1免除、^②半額免除、^③4分の3免除、^④全額免除、の4段階の免除制度があります。

申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得で審査します。

※一部免除になっても、減額された保険料を納めないと^⑤未納期間、となります。

納付猶予制度

世帯主の所得状況により50歳未満の方は、保険料の納付猶予を申請することができます。

申請者、配偶者それぞれの前年所得で審査します。

受け取る年金額との関係

区分	月額保険料	受給資格期間*への参入	受け取る年金額
通常の納付	16,610円	○	8分の8
保険料免除	4分の1免除	○	8分の7
	半額免除	○	8分の6
	4分の3免除	○	8分の5
	全額免除	○	8分の4
納付猶予	猶予	○	×
保険料未納	未納	×	×

※受給資格期間

国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間、厚生年金加入期間などを合計したもので、10年（120月）以上あると年金を受け取ることができます。

【いずれも】

対象期間 7月から翌年6月

手続きに必要なもの

- 年金手帳またはマイナンバー確認書類
- ※配偶者が別世帯の場合は配偶者のマイナンバーの記載が必要です。
- 失業を理由とする場合は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など（コピー可）
- 運転免許証などの本人確認書類

申請場所

医療年金課年金係、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンターまたは岩見沢年金事務所

学生の方はこの制度を利用できません。^⑥学生納付特例制度、がありますので、詳しくはお問い合わせください



この制度を受けた場合、将来受け取る年金額が少なくなります…

が、

郵送でも手続きができます

日本年金機構ホームページで手続きに必要な様式をダウンロードできます。申請用紙を送付することもできるので、医療年金課年金係まで連絡してください。



新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方へ

臨時特例措置による免除申請ができます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。



保険料の追納ができます

保険料の免除、納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内ならさかのぼって保険料を納めることができます。追納には申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

※免除、納付猶予を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

問合せ先

医療年金課年金係

岩見沢年金事務所（9西3） ☎ 22-5804